

第六十八回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 八 号

昭和四十七年四月四日(火曜日) 午後零時五分開議

出席委員

- 委員長 小峯 柳多君
- 理事 宇田 國榮君
- 理事 德安 實藏君
- 理事 内藤 良平君
- 理事 河村 勝君
- 小此木 彦三郎君
- 佐藤 守良君
- 關谷 勝利君
- 細田 吉藏君
- 井岡 大治君
- 齋藤 正男君
- 田代 文久君

- 理事 加藤 六月君
- 理事 箕輪 登君
- 理事 田中 昭二君
- 佐藤 文生君
- 塩川 正十郎君
- 福井 勇君
- 山村 新治郎君
- 金丸 徳重君
- 松本 忠助君

出席政府委員

- 運輸政務次官 佐藤 孝行君
- 運輸大臣官房長 高林 康一君
- 運輸省鉄道監督局長 山口 真弘君
- 運輸省鉄道監督局長 中村 大造君
- 運輸省自動車局長 野村 一彦君

委員外の出席者

- 建設省都市局都市計画課長 久保田 誠三君
- 参考人 (日本鉄道建設公団総裁) 篠原 武司君
- 運輸委員会調査室長 鎌瀬 正巳君

委員の異動

- 四月三日
- 石井 一君 補欠選任
  - 唐沢 俊二郎君 山口 シツエ君
  - 佐藤 文生君 野田 卯一君
  - 川崎 秀二君 川崎 秀二君
  - 河野 洋平君 補欠選任
  - 中馬 辰猪君 佐藤 文生君
  - 野田 卯一君 塩川 正十郎君
  - 山口 シツエ君 唐沢 俊二郎君
  - 石井 一君 石井 一君

三月三十一日

交通料金の値上げ反対に関する請願(田邊誠君紹介)(第二〇〇七号)  
 同(土井たか子君紹介)(第二一六七号)  
 同(西新国際空港の建設反対に関する請願(堀昌雄君紹介)(第二〇〇八号)  
 同(堀昌雄君紹介)(第二〇三〇号)  
 同(堀昌雄君紹介)(第二〇七七号)  
 同(堀昌雄君紹介)(第二〇七七号)  
 同(武部文君紹介)(第二〇七六号)  
 同(武部文君紹介)(第二一一七号)  
 同(黒田寿男君紹介)(第二一九七号)  
 同(武部文君紹介)(第二一九八号)  
 潮岬測候所の予報業務充実に関する請願(坊秀男君紹介)(第二二六六号)  
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)  
 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○小峯委員長 これより会議を開きます。  
 道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。丹羽運輸大臣。

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案  
 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 道路運送車両の検査(第五十八条―第七十六条)」を「第五章 道路運送車両の検査(第五十八条―第七十五章の二 軽自動車検査協会)」

- 第一節 総則(第七十六條の二―第七十六條)
- 第二節 設立(第七十六條の九―第七十六條)
- 第三節 管理(第七十六條の十五―第七十六條)
- 第四節 業務(第七十六條の二十七―第七十六條)
- 第五節 財務及び会計(第七十六條の三十三―第七十六條)
- 第六節 監督(第七十六條の三十九・第七十七條)
- 第七節 補則(第七十六條の四十一・第七十七條)

第六十條中「二輪の小型自動車」を「検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車」に改める。  
 第六十一條第二項中「家用自動車」の下に「であつて、検査対象軽自動車以外のもの」を加える。  
 第六十二條第一項中「指定を受けた」の下に「検査対象軽自動車若しくは」を加える。  
 第六十三條第一項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条第二項中「及び車両番号の指定を受けた」を「並びに車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車及び」に、「又は軽自動車」を「又は検査対象外軽自動車」に改め、同条第五項及び第六項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改める。  
 第六十四條第一項中「指定を受けた」の下に「検査対象軽自動車若しくは」を加える。  
 第七十條中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改める。  
 第七十一條第一項中「自動車(二輪の小型自動車を除く)」を「第四条に規定する自動車」に改め、「指定を受けていない」の下に「検査対象軽自動車若しくは」を加え、同条第六項中「第六十條第二項」を「第六十條第一項後段の規定は、第四項の規定により運輸大臣が自動車検査証を交付する場合について適用があるものとし、同条第二項」に改める。

の八)  
 の十四)  
 の二十六)  
 六条の三十二)  
 第六十條の三十八)  
 六条の四十二)

第七十二条第一項中「二輪の小型自動車にあつては、」を「検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあつては」に改め、同条第二項中「二輪自動車検査ファイル」を「軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイル」に改める。

第七十三条第二項中「二輪の小型自動車」を「検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車」に、「その後面の見易い」を「運輸省令で定める」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「検査対象軽自動車及び」を加える。

第七十四条第一項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の二 運輸大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務(第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務を除く)であつて軽自動車に係るもの(以下「軽自動車の検査事務」という。)を行なわせるものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行なわせるときは、軽自動車検査協会が当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 運輸大臣は、軽自動車検査協会が天災その他の事由により軽自動車の検査事務を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、軽自動車の検査事務を自らも行なうこととすることができる。

4 運輸大臣は、前項の規定により軽自動車の検査事務を行なうこととし、又は同項の規定により行なつている軽自動車の検査事務を行なわないうこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5 第一項の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行なわせる場合又は運輸大臣

が第三項の規定により軽自動車の検査事務を行なうこととし、若しくは同項の規定により行なつている軽自動車の検査事務を行なわないうこととする場合における軽自動車の検査事務の引継ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に関する申請、手数料の納付その他の手続に関する所要の経過措置は、運輸省令で定める。

第七十四条の三 軽自動車検査協会が行なう軽自動車の検査事務に關してこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項及び第七十四条から次条までを除く)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 軽自動車検査協会

第一節 総則

(目的)  
第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保するため軽自動車の検査事務を行ない、あわせてこれに関連する事務を行なうことを目的とする。

(法人格)

第七十六条の三 軽自動車検査協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数)  
第七十六条の四 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第七十六条の五 協会の資本金は、一億五千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第七十六条の六 協会は、その名称中に軽自動車検査協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に軽自動車検査協会という文字を用いてはならない。

(登記)  
第七十六条の七 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第七十六条の八 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第七十六条の九 協会を設立するには、自動車の安全性の確保について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第七十六条の十 発起人は、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第七十六条の十一 運輸大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、その業務が健全に行なわれ、軽自動車の安全性の確保に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。  
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

第七十六条の十二 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、協会の成立の時期において、それぞれ第七十六条の十八第一項の規定により理事長及び監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)  
第七十六条の十三 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継ぎなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に対し、第七十六条の五第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第七十六条の十四 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)  
第七十六条の十五 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的  
二 名称  
三 事務所の所在地  
四 役員に関する事項  
五 業務及びその執行に関する事項  
六 財務及び会計に関する事項  
七 定款の変更に関する事項  
八 公告の方法

2 協会の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第七十六条の十六 協会は、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)  
第七十六条の十七 理事長は、協会を代表し、そ

の業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監査する。

(役員)の任命

第七十六條の十八 理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員)の任期

第七十六條の十九 役員は、三年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員)の欠格事項

第七十六條の二十 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第七十六條の二十一 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第七十六條の二十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権)の制限

第七十六條の二十三 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員)の兼職禁止

第七十六條の二十二 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権)の制限

第七十六條の二十三 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員)の任命

第七十六條の二十四 協会の職員は、理事長が任命する。

(職員)の兼職禁止

第七十六條の二十五 職員は、自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者、又はこれらの事業者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第七十六條の二十六 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第七十六條の二十七 協会は、第七十六條の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 軽自動車の検査事務

二 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務

三 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務

四 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任

任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務

五 前各号の業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第七十六條の二の目的を達成するために必要な業務

二の目的を達成するために必要な業務

2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第七十六條の二十八 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(軽自動車)の検査事務の開始等の届出

第七十六條の二十九 協会は、軽自動車の検査事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

(検査事務規程)

第七十六條の三十 協会は、軽自動車の検査事務の開始前に、軽自動車の検査事務の実施に関する規程(以下「検査事務規程」という。)を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をした検査事務規程が軽自動車の検査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その検査事務規程を変更すべきことを命ずることが出来る。

3 検査事務規程で定めるべき事項は、運輸省令で定める。

(軽自動車)の検査設備

第七十六條の三十一 協会は、軽自動車の検査事務を行なう事務所ごとに、運輸省令で定める基準に適合する検査設備を備え、かつ、これを当該基準に適合するように維持しなければならない。

(軽自動車検査員)

第七十六條の三十二 協会は、軽自動車の検査事務を行なう場合において、軽自動車が保安基準に適合するかどうかの判定に関する業務については、軽自動車検査員に行なわせなければならない。

2 軽自動車検査員は、自動車の検査について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、軽自動車検査員の解任を命ずることが出来る。

5 前項、第八十八條又は第九十四條の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員、検査主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査員となることが出来ない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第七十六條の三十三 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第七十六條の三十四 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第七十六條の三十五 協会は、毎事業年度、財産

目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(借入金)

第七十六条の三十六 協会は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第七十六条の三十七 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第七十六条の三十八 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に必要事項は、運輸省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第七十六条の三十九 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第七十六条の四十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを

提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(解散)

第七十六条の四十一 協会の解散については、別法に定める。

(大蔵大臣との協議)

第七十六条の四十二 運輸大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。  
一 第七十六条の二十七第二項、第七十六条の二十八第一項、第七十六条の三十四又は第七十六条の三十六の認可をしようとするとき。  
二 第七十六条の三十五第一項又は第七十六条の三十七の承認をしようとするとき。  
三 第七十六条の三十八の運輸省令を定めようとするとき。

第八十六条第二項中「第八十八条」を「第七十六条の三十二第四項、第八十八条」に改め、「命令により」の下に「軽自動車検査員」を加える。  
第九十四条の四第五項中「前項」の下に「第七十六条の三十二第四項」を、「自動車検査員」の下に「軽自動車検査員」を加える。

第九十四条の五第一項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条第四項中「運輸大臣」の下に「第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会」を加える。  
第九十四条の七中「明治四十年法律第四十五号」を削る。  
第九十五条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第九十七条の二第二項中「運輸大臣」の下に「第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会」を加える。  
第九十七条の三(見出しを含む)中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改め、同条第二項後段を削る。

第九十七条の四第一項中「運輸大臣」の下に「第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会」を加える。  
第二百一条第一項の表以外の部分中「手数料を」の下に「国(同表第七号又は第八号に掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会)に」を加え、同条第二項中「納付は」の下に「協会に納める場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。  
3 第一項の手数料で協会に納められたものは、協会の収入とする。

第三百三条の次に次の一項を加える。  
協会がした処分に係る審査請求  
第三百三条の二 協会がした軽自動車の検査事務に係る処分に不服がある者は、運輸大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることが出来る。  
第二百五条第二項中「第七十四条第一項」の下に「第七十四条の二」を加える。  
第九十九条第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一項を加える。

第七十六條の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
第九十九条に次の一項を加える。  
第七十六條の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。  
第一百十條第一号中「第七十一条第八項において準用する場合を含む。」の下に「第七十六條の六第二項」を加える。

第一百十一条中「前条まで」の下に「第九十九条第一項第七号及び同条第二項を除く。」を加える。  
第一百十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 第五章の二の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。  
二 第七十六條の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。  
三 第七十六條の二十七第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七十四条の次に二条を加える改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定、第九十四条の七、第九十五条、第九十五条及び第九十九条から第一百十二条までの改正規定並びに次条第五項、附則第三条、附則第七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六百九十九条の三第三項及び第六百九十九条の十一第一項の改正に係る部分を除く。)及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の道路運送車両法(以下「旧法」という。)第九十七条の三第一項の規定による使用の届出をしている検査対象軽自動車については、当該検査対象軽自動車について最初に使用の届出があつた日からこの法律の施行の日までの期間に応じ、この法律の施行の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日まで、この法律による改正後の道路運送車両法(以下「新法」という。)第五章の規定による検査を受け、新法第六十六条第一項の規定による自動車検査証を備え付け、及び検査標章を表示し、並びに新法第七十三条第一項の規定による車両番号標及び車両番号を表示することを要しない。ただし、新法第六十条第一項の規定により自動車検査証の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により新法第七十三条第一項の規定による車両番号標を表示しない検査対象軽自

自動車については、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなして新法第九十七条の三(同条の規定に違反する行為に対する罰則を含む。)の規定を適用する。

3 第一項に規定する検査対象軽自動車の使用者が同項の政令で定める日以前に新法第五十九条の規定による新規検査を受けようとする場合において、当該検査対象軽自動車に係る保安基準適合証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該検査対象軽自動車は、運輸大臣(新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

4 運輸大臣(新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会)は、検査対象軽自動車については、当分の間、政令で定めるところにより、軽自動車検査記録簿を備え、これに新法第七十二条第一項に規定する事項を記録することができる。

5 運輸大臣は、この法律の施行前においても、旧法第七十五条第一項及び第二項の規定の例により検査対象軽自動車をその型式について指定することができるものとする。この場合には、同条第三項及び第四項、旧法第百条、第百二条及び第百三条並びに新法第百二条第二項の規定の適用があるものとする。

第三条 新法第七十六条の六第二項の規定の施行の際現にその名称中に軽自動車検査協会という文字を用いている者については、同項の規定は、同項の規定の施行後六月間は、適用しない。

2 協会の最初の事業年度は、新法第七十六条の三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

3 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第七十六条の三十四中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

4 前二条に規定するものは、この法律

の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)  
第五条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第九十七条の三の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項において同じ。を加え、同条第二項中「軽自動車」を「道路運送車両法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車」に改める。

第九条の二第一項、第九条の三、第十条の二第一項及び第三項並びに第五十四条の八第二項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改める。  
(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)  
第六条 この法律の施行の際現に旧法第九十七条の三第一項の規定による使用の届出をしている検査対象軽自動車に附則第二条第一項の規定により検査標章を表示しないものについては、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなして前条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第九條の二(同法第五十四条の七において準用する場合を含む)及び第九條の三(同法第五十四条の八第三項において準用する場合を含む)これらの規定に違反する行為に対する罰則を適用する。

(地方税法の一部改正)  
第七条 地方税法の一部を次のように改正する。  
第七十二条の四第一項第三号中「及び日本万国博覧会記念協会」を「日本万国博覧会記念協会及び軽自動車検査協会」に改める。

第七十三條の四第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 軽自動車検査協会が直接道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十六条の二十七第一項第一号に規定する

業務の用に供する不動産。  
第百五十一条第三項中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。  
第三百四十八條第二項第二十三号の次に次の一号を加える。

第二十三の二 軽自動車検査協会が直接道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産  
第六百九十九條の三第三項中「除く。の下に」を「同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)」を、「当該自動車の登録」の下に、「自動車検査証の交付」を加える。  
第六百九十九條の十一第一項第一号中「に

る登録」の下に、「同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)」を、「当該登録」の下に、「検査」を加える。  
(国税通則法の一部改正)  
第八条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。  
(自動車検査登録特別会計法の一部改正)  
第九条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第三條第一項中「施設費」の下に、「軽自動車検査協会に対する出資」を加える。

(所得税法の一部改正)  
第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。  
軽自動車検査協会  
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(法人税法の一部改正)  
第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。  
軽自動車検査協会  
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(印紙税法の一部改正)  
第十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。  
軽自動車検査協会  
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(登録免許税法の一部改正)  
第十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中環境衛生金融公庫の項の次に次のように加える。  
軽自動車検査協会  
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(自動車重量税法の一部改正)  
第十四條 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。  
第六条第一項中「官公署」の下に「又は道路運

送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会(以下「協会」という。)の事務所」を加える。

第八条中「又はその権限の委任を受けた都道府県知事」を「若しくはその権限の委任を受けた都道府県知事又は協会」に改める。

第十条中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は協会」に改める。

附則に次の一項を加える。

12 軽自動車である検査自動車の暫定的取扱い) 規定の適用については、当分の間、届出軽自動車とみなす。この場合において、第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定には、道路運送車両法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を含むものとし、第九条中「陸運局長又はその権限の委任を受けた都道府県知事」とあるのは、「運輸大臣等」とする。

(罰則に関する経過措置)  
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における軽自動車の普及の实情にかんがみ、その安全性の確保及び公害の防止を図るため、軽自動車に対して検査を実施するとともに、これを行なうことを目的とする軽自動車検査協会を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽国務大臣 たいだいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、わが国における自動車の保有台数は著しく増加し、自動車における安全性の確保及び自動車による公害の防止は、ますます重要な問題となつてきておりますが、政府におきましては、車両検査制

度を中心として、保安基準の強化、定期点検整備の励行等によりこれに対処してきているところであります。

軽自動車につきましては、従来、整備不良による事故率が一般車に比して小さかったこと、軽自動車の保有台数が少なかったこと等の理由から検査を実施せず、主として、定期点検整備の義務づけ等使用者側の保安対策にゆだねてまいりましたのでありますが、最近におきましては、軽自動車の保有台数の増加が著しく、約六百万台に達しており、スピードの向上、道路網の整備等と相まって高速走行する機会が多くなつてまいりましたため、その安全性の確保が要請されるとともに、新たに公害の防止の観点からも規制の強化が強く要請されることとなつております。

このような実情にかんがみ、軽自動車に対しても車両検査を実施することとし、安全性の確保及び公害の防止のための施策の一その充実、強化をはかることが、今回の改正の趣旨でございます。

次に、改正案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、軽自動車に対しても、一定の軽自動車を除き、車両検査を義務づけまして、軽自動車は、有効な自動車検査証を備えつけ、検査標章及び車両番号標を表示しなければ運行の用に供してはならないこととしたしております。

第二に、軽自動車の検査事務は、運輸大臣の認可を受けて設立される軽自動車検査協会に行なわせることとしたしております。

第三に、軽自動車検査協会は、全額政府出資の法人として、その設立、役員、業務、財務等に関する所要の規定を設けております。

第四に、軽自動車に対しても型式指定制度及び指定整備事業制度を採用する等所要の規定を整備することとしたしております。

このほか、軽自動車の検査は、昭和四十八年十月一日から実施することとし、その検査に関する

経過措置を規定し、あわせて関係法令の改正を行なうこととしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきまますようお願い申し上げます。

○小峯委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小峯委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案について、本日、日本鉄道建設公団総裁篠原武司君を参考人として出席をお願いし、意見を聴取することにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○小峯委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○小峯委員長 日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○松本忠助君 参議院の予算委員会の総括質問の間を縫って、大臣に特に休憩時間中御出席をいただきまして質問をすることができまして、たいへん感謝にたえない次第でございます。しかしながら私の質問はすべて答弁は大臣にお願いしたい、重要な問題でございますので、このように考えております。

つきましては、きょうは十二時から一時というわずか一時間の間でございます。また、各党からそれぞれ大臣に対して質問があるというお話を承っておりますので、私は時間の許された限り、その範囲内において大臣にお願いをいたしたいと思ひます。したがって、時間が参りましたら、

残念でございますが次の方にお譲りいたしますが、後日また大臣の御出席を得て質問をいたしたいと思ひますので、自後の点につきましては、委員長にも十分御記憶にとどめておいていただきたい。よろしくお願ひをいたしたい次第でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

では、まず大臣にお伺ひいたしますが、運輸省の最初の構想でございましたところの大都市輸送施設整備事業団、この設立計画は四十七年度の予算案で要求したわけでございますけれども、行政簡素化、こういうたてまえから、新規公団、事業団の設立が極力抑制される、こういうたてまえから、ついに日の目を見ることができなかったわけでございます。したがって、鉄建公団が肩がわりすることになつたわけでございますけれども、大臣としては、この成り行きについてどのように思つておられるか。事業団方式のほうははるかによかつたのではなからうかと私も思つておられるかと存じます。なぜ公団方式に後退したのか。単に行政簡素化のためか。それとも、裏に何かあるのではなからうかということについて私どもも感じておられるかと存じます。この感じが当たつておられるか。このように感ずるものでございます。民鉄側の空気も事業団方式から鉄建公団方式になることについては極力敬遠策をとつてきたように聞き及んでおります。民鉄側といたしましては、最後のどたんばへ参りまして玉砕するよりは、鉄建公団方式にしたほうが、それにする以外に代替策がなければやむを得ない、こういう状態に受け取つたと思つたわけでございませぬ。したがって、民鉄側としても、鉄道建設公団がどうも国鉄の血を引いているといつては悪いですが、金に糸目をつけない親方日の丸の仕事ぶり、こういうものは世間周知の事実だと思つたので、そういう鉄建公団にやらせることはやはり避けなければいかぬ、こう思つていたように思ひます。そういう点いろいろございませぬけれども、大臣として、鉄建公団方式になつたら、

た、この問題についてどのようにお考えになられるか、まず第一番目に承っておきたいわけであり

ます。

○丹羽國務大臣 たいま松本先生の、事業団からどうして鉄建公団にかわったか、これはざっくりばらんに申し上げまして、いま御指摘いただきましたとおりでございます。私どものほうといたしましては、やはり事業団にいたしまして、将来これらの事業というものは非常にふえてまいり、またふやさなければいかぬ、こういうふうに思っておりますので、でき得れば事業団方式でやりたい、専門にやりたいということをお考えた次第でございますが、御承知のとおり、行政簡素化その他からいたしまして、公団は極力押えていく、政府機関または政府関係機関はできるだけ押えていくという内閣の方針がございました。それと、一面また鉄建公団のほうはいままで新線建設をずっとやっております。非常にそれらの実績もあがっておりますし、経験も豊富になってきております。むしろ新しいものよりもそのほうの経験を生かしたほうが有利ではないかという点もございまして。また最近におきましては新幹線その他都市交通路線につきましても鉄建公団がこれに当たる、こういうことになっておりまして、鉄建公団にこれをやらせるのが、むしろ新しい事業団よりも経験を生かす点におきましては有利じゃないかということも考えまして、どうしてもこの際は、御承知のとおり今日の都市交通空間が非常に狭隘になっておりまして、それに対しては國の力強い助成、援護のもとに、やはり民鉄に對してもある程度の助成をしていかなければ都市交通は麻痺するという観点からいたしまして、今回の鉄建公団にやらせる処置になった次第でございます。

いまお話しがございました、工費が場合によると親方日の丸で高くなるのではないかと、こういう御懸念がございまして、鉄建公団は、やはり政府の資金と申しますのは国民の税金でございまして、それにかんがみまして、いままでも能率

的に、合理的に建設をやっていると申している次第でございます。また今回は、工事実施計画は私鉄業者がもうすでに工事施行の認可に適合するよう、計画の点につきましてはすでにできています。また管理費につきましては極力軽減をするというふうな方途を講じてまいりまして、そういうことによりまして、より一そう低廉に施設ができるのではないかと、またそういうふうな指導しなければいかぬということをお考えもされておられる次第でございます。私どもの監督が十分行き届いてまいりましたならば、いま先生の御指摘のような高価になるという懸念は全く建設が進む、こういうふうな思っている次第でございます。

○松本(忠)委員 いま大臣はしくもおっしゃいましたけれども、業界では、民鉄側では、やはり事業団方式を極力望んでいたというふうな私ども聞き及んでおります。しかしどたんばに私どもいうふうな事態になって、これが法律案として出てきたわけでございます。したがって私どもは、この鉄建公団方式が有終の美をおさめて、都市交通の改善のために大きく役立っていただけばこれに過ぎたことではないと思っております。しかし、鉄建には鉄建としての、國鉄の建設という大きな問題があるわけで、そこへもってき民鉄の建設を背負い込むわけでございます。特に、これに対して出資もないわけでございます。そういう点を考えますと、私はやはりこれは別に事業団を置くべきではなからうかという気がいまでもしているわけでありまして、鉄建公団方式で完全にこの目的を達成せられるという確信が大臣でございますか。この点をひとつ伺います。

○丹羽國務大臣 いま御指摘の心配もある次第でございますが、今回の鉄建公団におきましては、新たに一人理事をふやしていただくことにいたしました。これは専門的に民鉄の建設に当たらせる、こういうことにした次第でございます。いままでの経験を生かしてまいりますれば、かえって効果的にやっていますのではないかと、いままでも能率

なると思っております。また鉄建公団も今日の時代の要請に即しまして、都市交通の需要過剰を緩和する意味におきまして、どうしてもやはり早急に線路の増強ということをはからなくてはならないという使命にこたえて、必ずやってくるものと期待している次第でございます。また私どももそれらに向かいます十分指導する。また監督をしてまいりたい、こういうふうな思っている次第でございます。必ず私はその期待にこたえられるものという確信を持って今日進んでいる次第でございます。

○松本(忠)委員 いま大臣からもお話しがございましたように、この鉄建公団の中に新しく民鉄のための理事も一名置く、これは八条において、新しく「六名以内」を「七名以内」にするということになったわけでありすけれども、いずれにしても、市鉄道の建設については練達の士が選ばれてくることと思っております。しかし、これを官僚あるいは民間人から選定するの、これらの点について、私ども聞き及んでおるところでは、自薦、他薦がたくさん大臣のところに行っているということも聞いております。大臣、おそれるそのことについて答弁される際には、そういう事実はございせん、と、こう言われるに違ひありませんけれども、私どもちょっと不安に思っていますのは、現在の鉄建の総裁、副総裁、まあここにも御関係の方がいらっしゃるの、どのことばが過ぎるようでおそれ入りますけれども、総裁、副総裁をはじめとして、六名の理事ごとくが官界の出身、公社の出身、すなわち運輸省から一名、大蔵省から一名、警察畑から一名、その他五名は國鉄出身者、こういうふうになっております。これから見ましても、この法律が施行せられた際の理事一名増員は、おそらく官僚出身者が選考せられるであろうことは明白ではないかと私は思うわけですが、第十二条の役員欠格事項についても、一ないし六号は、新しく任命されるであろうところの民鉄線等の常務理事にも当然当てはまるわけござい

ますけれども、それから考えるならば、理事になれる人は、ある特定の役職にいた者しか就任できないと思っております。もっと具体的に言うならば、現職の総裁、副総裁、理事の前歴から推しても推量できるわけでございますけれども、かつて運輸関係の官僚または國鉄にいた理事クラス、さらにはかつて地方鉄道業の役員であった者の中から選定されるであろうと思っております。要は、その現職にある者でなくて、すでに退職した者であるならば一向差しつかえない、こういうこと。要するに天下りオーケイ、こういうことでもあります。これは官僚優遇、お役人退職者大歓迎、こういうわけですが、お役人さんのいわゆるなわ張り根性という根性があるようございまして、そのなわ張り根性からいけば、さうはさせないだろうと思っております。さうだとすると、やはりお役人さんの退職者以外にはないのではなからうか。いかなる人物を選ばうと、それはまあ大臣のかつてはございすけれども、かつて私が、外埠頭公団の設立に際しましてその種の質問をいたしました。そのときも大臣は、そういうことはないと答えておりましたけれども、結局任命された方はお役人の退職者でございました。これでは、官僚は退職後の、要するに落ちつき先をつくるために、在職中に新しい事業を起すんだ、こういうことをいわれましても、返すことばがないのではないかと申します。その点、事業団ができなくて不満があるんだ、こういう言い分の人もあるようです。公団になってしまったので、常務理事一名だ。それがせめて事業団ならもっとと行けたのに、こういう話を聞いたこともありますけれども、とにかくさうも趣旨説明のございました道路運送車両法の一部を改正する法律案、これの中でも、いわゆる軽自動車検査協会というものを

くることを考えている。これとやはり軌を一にしているのではないかと思うわけですね。こういうことであつては、民間人が、要するに大衆が政府の言うことを信用しなくなると思ふのですよ。何でも役人が自分たちの甲らに似せて穴を掘る、こういう方式、これではいけないんじゃないかと私は思ふのです。こういう点をどのように大臣はお考えになつておるか、お答えを承つておきたい。

○丹羽国務大臣 非常に適切な御質問でございます。今回鉄道公団での役員を選定につきましては、何しろ新しい仕事でございますし、ことに民間鉄道の路線をつくるということをおもひにしている次第でございますので、これは官民といいますが、いままで役所にいた者、民間にいた者を問わず、あらゆる方面から考慮をいたしまして、それにふさわしい人物を選ぶ、今回の仕事遂行のために一番ふさわしい人物を選ぶことが必要じゃないかと私は考えている次第でございます。そういう点で、役所にいた者を天下りをしなければいかぬとかいふような考えは、私は毛頭いま持つておりません。また具体的にほのめたいところ、自薦、他薦と申しますけれども、実際のところだれもまだ私のところへ言つてきておりません。そういう点で十分慎重に考慮いたしまして、私は運輸行政全体がそうだと思う次第でございますが、あまり官僚化してはいかぬといふことは、私はしよつちゅう言つておる次第でございます。まあ私自身の態度もそうでございますが、もうできるだけ、これは運輸サービスなんだから、ほんとうに商人になつたつもりで、利用者の方にどういふことをすれば利便を与えることができるか、それだけをしよつちゅう考えてやれ、しやくし定本な、法律的な解釈ばかりでやつたのでは、これからの運輸行政はつとまらぬといふことを私は常に言つておる次第でございます。それをやはり一番の信念としてこれからも指導してまいりたい、こういう考えでございます。まして、今回の人選につきましても、まあ官職にいた人でも、そういう

の者もおりますし、ただ権力にあぐらをかいている人も、あるいは民間のうちにも、自分は重役だからというような人もいろいろある。そういう人等を十分わかつて、そして仕事も合理的にできる、しかもこれは技術的に非常にいろいろ問題があると思ふ次第でございますが、それらから人を出したい。私は、ただいまのところ、だれからもほんとうに言つてきておりませんし、白紙の状態ではありますが、それらを基準といたしまして選考いたしたい、こう思つておる次第でございます。

○松本(忠)委員 大臣のおことばでございますが、それを信用いたします。どうか民鉄建設のためには必ず練達の士を選んでいただきたいと思つておる次第でございます。そこで、このいわゆる任命になるところの民鉄担当の常務をトップにいたしまして、局とか部とか課とかこういう編成ができるだろうと思つておる次第でございます。そこにもまたそれぞれ幹部職員がございまして、そういうことがなければよろしいわけでございます。そういうことがなければよろしいわけでございます。その幹部職員あるいは一般職員、こういう方々の員数あるいはこの人件費あるいは業務費、こういったものが鉄建公団の予算面にどのように計上されているのか。この点は大臣、もし数字のほうで何でしたら、ひとつ鉄監局長からかわつてお答えをいただきたい。前の常務理事との関連がございまして、その問題を特になさる。

○井岡委員 都市交通との関係が多分にあるわけなんです。そこで、都市計画との関係をどのように調整をするかということが、私は都市交通の政策のキーポイントだろうと思つておる。そこで、公団が今年度百二十五億のうちで工事をしたいかされるわけですが、これらの問題を解決するためにはどうも先に計画的にやつていかなければいけないと思つておる。そこで、これらの問題を計画的にやるためには、首都圏、中部圏、近畿圏とあるわけですが、いずれもその答申が出ておるのです。その点について……

○丹羽国務大臣 総合交通体系のうちにおきまして、都市交通は御承知のとおり過密人口をかかえておられますし、しかも申しわけない次第でございますが、交通空間が非常に狭隘でございます。その取得が非常にむずかしい。したがって、都市交通におけるこの線の増強その他輸送の増強ということが非常に困難でございます。その点は総合交通体系でも指摘をされておる次第でございます。したがって、大都市におけるこの目の輸送の増強ということ、都市交通の一つの眼目に

○井岡委員 今日都市交通がこんなに行き詰まつてしまつたのは、都市の構造が無計画に行なわれた。これが私最大の原因だろうと思つておる。その都市の形成をどうするかということ、このことを考えないでやつていった場合、幾らたつても

○丹羽国務大臣 これはいま井岡先生の御指摘いただきましたように、大都市交通の整備には都市計画と十分適合した政策をとらなくてはならない。都市計画をつくる場合に、やはり交通体制を事前に十分に調査をいたしまして、それでやらなくてはならないことは御指摘のとおりだと思つておる次第でございます。

○井岡委員 今日都市交通がこんなに行き詰まつてしまつたのは、都市の構造が無計画に行なわれた。これが私最大の原因だろうと思つておる。その都市の形成をどうするかということ、このことを考えないでやつていった場合、幾らたつても

いたしましては、百二十五億の工事費の中でそれをまかなうということになるわけでございます。私どももいたしましてはできるだけ簡素な姿でこれを組織してまいりたい。いま仕事のやり方等もからみまして、できるだけ簡素な姿の組織、定員をつくつてまいりたい、このように考えております。

○小峯委員長 井岡大治君。○井岡委員 今度のこの公団の一部の改正をするにあつて、都市交通が中心になつておるということをおいま私はお伺いしたわけですが、そうであるとするならば、さきに政府がきめられた総合交通体系との関係をどのように持つておいでになるのか、この点をお伺いしておきたい。

○丹羽国務大臣 総合交通体系のうちにおきまして、都市交通は御承知のとおり過密人口をかかえておられますし、しかも申しわけない次第でございますが、交通空間が非常に狭隘でございます。その取得が非常にむずかしい。したがって、都市交通におけるこの線の増強その他輸送の増強ということが非常に困難でございます。その点は総合交通体系でも指摘をされておる次第でございます。したがって、大都市におけるこの目の輸送の増強ということ、都市交通の一つの眼目に

○井岡委員 今日都市交通がこんなに行き詰まつてしまつたのは、都市の構造が無計画に行なわれた。これが私最大の原因だろうと思つておる。その都市の形成をどうするかということ、このことを考えないでやつていった場合、幾らたつても



この問題は解決しない。したがって、今回のこの公団の一部改正によって、これらのことが考えられておられるのかどうかということになれば、私はいまの場合にはあとを追っかけている、こういうような気がしてならないのですが、これらの問題についてどうお考えになりますか。

○丹羽国務大臣 申しわけない次第でございますが、いままではあとを追っかける、そのとおりでございまして、実は都市計画をつくる場合には交通体系をいかにするかということと事前に一緒に同じレベルにおきまして計画をいたしましてやって、初めて目的を達成することが出来る。具体的に申し上げると、先般この付近に三十六階の霞ヶ関ビルができ、一万五千人の通勤者があるといった場合に、交通はどうするかということが問題でございまして、それだけのビルをつくる場合になるということ、いままでのようにただ道路の幅員を広げることだけではとても間に合いません。御承知のとおり一万五千人を運ぶには三十車線にして家用自動車にいたしますれば一時間、やはりどうしても大量輸送機関が必要であるというようなことがございます。私も、そういう方面につきましては、計画をつくる場合に、交通体系をいかにするかということと十分に緊密な連絡をとってやっていく。その点は、都市計画の主管庁であります建設省も十分気がついてまいりまして、いま連絡を密にいたしまして、今回の措置につきましても、建設省からもニュータウンその他につきましてもいろいろの要望がございまして、それらも勘案をいたしましてやっていくつもりでいる次第でございます。

○井岡委員 その点は、大臣、この霞ヶ関ビルのときには、われわれこれを問題にしたわけなんです。あそこにあんな大きなものを建てて、どうしてそれが運ぶんだ、こういうことを問題にしたわけなんです。しかし当時は、運輸省のほうはなかなかしつうずな御答弁をなさって、ついにその正

体を明らかにされなかったわけですが、結局はそういうことになった。

そこで問題は、やはり、どう申しますか、次の都市をつくる場合には、先に鉄道をつくっていかねければいけない、ガスをつけていかなければいけない、水道、こういうものは先にやっておかなければいけない問題だと思っております。しかし私はいまここでこの問題を論議しようとは思いませんけれども、少なくとも国土開発と密接な関係があるわけですから、建設公団それ自体も、十年なら十年、十五年なら十五年の先の見通しを立てた計画的なものでなければならぬと思うのですが、この点はどうなんでしょうか。

○丹羽国務大臣 私もそのとおりと申す次第でございます。今年はず、初年度でございます。で、わずか百二十五億の予算をやつたとれた次第でございまして、先ほども松本先生から御指摘ございまして、出資金も一つも出してない、私もそのとおりで、やはり出資金も必要である。それを低廉化させるためには、やはり出資金も必要である。それからそれらに見合う計画もつくりまして、それがためには毎年どのくらいの線路増強のための費用が必要だ、五カ年計画なら五カ年計画をつくる必要である。都市計画の進展に見合っています。こういうふうには考えておる次第でございます。せつかくそういう面につきましても十分努力をしてまいりたいと思ふ次第でございます。

○井岡委員 まあ技術屋さんに前に置いてこういうことは私は少し酷な言い方だと思つて、とにかく技術屋さんというのはほとんどんこしらえていきたいわけなんです。しかし、こしらえていきたいわけだけども、いま申し上げたように、都市計画とぶつかってしまつて、にっちもさっちも動かぬ、こういうことです。そこで、建設省との関係というものはほとんどに密にやっておかないと私はだめだと思つておる。

そこで、当面それだけの工事をおやりになるお気持ちかどうかは、この点はあとで資料としてこ

としの計画を下さい。そうして、そこがはたして優先順位になるのかどうか、こういうものもやはり検討しておく必要があるのではないかと、こう思うのです。この点は鉄監局長にお尋ねをいただきたい。

○山口政府委員 今年度の工事につきましては、現在まだ検討中でございます。これは法律によりまして、地方鉄道事業者からの申し出に基づきまして当該工事という工事が、大都市の交通の整備のために緊急であり、かつ鉄道建設公団が行なうに適當であるかどうかという観点から審査いたした上で、これを処理するということでございます。で、今年度の点はまだ検討中でございますが、できました上は提出していただきたいと思います。

○井岡委員 そこで、もう一点だけお尋ねしなければならぬ。二十二条の二の第四項でございありますが、これを聞く場合はどういふことをさすのか、この点ひとつ……

○山口政府委員 二十二条の二の第四項でございありますが、これは運輸大臣が新住宅市街地開発法による新住宅市街地の開発事業の事業地内の場合、それから土地区画整理法によりまして土地区画整理事業の施行地区内、こういう地域におきましますところの鉄道施設または軌道施設の建設を定めるといふふうな場合には、これらの事業によって市街地が開発され、あるいは造成されるわけでござい

ますが、その居住者のための輸送力をこの鉄道の建設、改良によりまして確保することになるわけでございまして、その鉄道施設、軌道施設の工事の施行というものとこれらの住宅関係の工事というものの間の調整という意味で建設大臣の意見を聞く、こういうことでございます。

○井岡委員 先ほど、一番先に私が聞いたのはこのことです。だからあとを追っかけるというふうなことになるわけなんです。ですから、その新市街地開発法に基づく市街地政策と同時にこの問題を

考えておかないと、やはり混雑というものは緩和をしない、同時に交通渋滞というものは解決をしない、こういうふうな思いをしております。ですから、特に一番先に大臣にこの点をお伺いしたわけですから、どうか先にこの問題を考慮していただきたい。そうしないと、今度の場合は追っかけることはやむを得ないとしても、当面やはり私は、五年なり十年なりの計画があるわけですから、その計画とにらみ合わせてやっていたら、こういうことを強くお願いをします。同時に、その点も一度大臣からはっきりしておいていただきたい、こう思うのです。

○丹羽国務大臣 いま御指摘いただきましたとおりでございます。率直に申しまして、どうも運輸行政がおくれておる。いまの人口の大規模な移動現象に対して追いついていかないというのが現状、これがために住民に非常に御迷惑を及ぼしているということだろうと私も思つておる次第でございます。

御承知のとおり、最近の状態におきましますと、過密と過疎の格差は非常にひどくなつておる。この過密方面に対しましては、その手当てが非常におくれておる。これは一面におきまして、ただに運輸省だけを私は責めるわけではございませんが、全体の資合性のある国土開発の点におきまして、実行面ではやはり欠ける面があったのではないかと率直に私は認めておる次第でございます。

ニュータウンをつくる、新しい住宅団地をつくるというふうな場合におきましては、そのつくる規模と同じようにどのくらいの線路を増やすべきか、どのくらいの輸送交通機関の設備を付するか、これを研究させまして同時にこれを行なわせることが一番必要であると思ふ次第でございます。そういうふうには私から建設大臣とも相談をいたしませんし、また部下にも相談をさせまして持つていくつもりでございます。

○井岡委員 そこで最後に私は希望だけを申し上げておきます。







によってまかなうということになっております。それから大都市交通線、主要幹線という線につきましては、主として財投その他の借入れ金でこれを処理する、そしてこれに對しましてある程度の利子補給をする、こういうやり方になっております。線の種類によりましてこの基本計画の処理のしかたというのが違ってくるわけでございます。

○井岡委員 そこで、次にお尋ねをしますが、先ほど局長が二十二条の二の四項について、意見を聞く、それでこちらから逆に意見を言う場合があるのかどうか。聞くだけなのか。

○山口政府委員 二十二条の二の四項の意見を聞くのでございますが、これはこの法律によりまして、そして運輸大臣が私鉄の鉄道新線の工事の実施計画をきめます場合に、建設大臣の意見を聞くということでございます。

それで、いま先生がお尋ねの、逆の場合でございますが、これはたとえれば新住宅市街地開発法によりまして、新住宅市街地開発に関する工事等があります場合にございまして、こういった場合にはそちらの法律のほうで実は手当をございまして、それは今度は建設大臣が運輸大臣の意見を聞くという形になっておりました、そういう意味での調整をはかって、住宅と鉄道との調整をはかっております。

○井岡委員 ここに公団が行なうことが適当であると認める場合というのはどういふにですか。

○山口政府委員 二十二条の二の第二項であると思ひますが、これは運輸大臣が、前項の申し出があった場合に、その建設なり大改良が「大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であり、かつ、公団が行なうことが適当であると認めるときは、」こういうことになっておりました、この公団の行なうに適當であるというのは、その工事の種類その他からいまして、やはり私鉄の工事でございますから、部分的な工事でありまして、非常に両者間の責任分野が不確定になるとかいうことがございます。結局ある程度ままとった

線工事であるとか、そういうようなことになりまして、これは公団が行なうのは適当だと認めた場合には工事実施計画を定める、こういうこととございまして。

○井岡委員 その基準はどのくらいに置いておられるのですか。

○山口政府委員 先ほど申しましたように、この工事の種類でございますが、結局はニュータウン等に対しまして新線でございます、そのニュータウン新線がある程度の規模を持つ、そして公団自体がそれをやるというに適しているところはこれである。それからさらに地下鉄の直通乗り入れというような場合でございますが、これにつきましては地下鉄直通に対する工事がかなりの部分を占めて、そして公団が独立してやっても支障がない、やっぱほうが適當であるという場合にはそれを使

う。それから複々線化工事でございますも同様でございます。複々線化工事の規模というものがあつて、複々線化工事の規模を持つて、そしてそれを公団が取り上げてやっても責任分野の混濁を来たしたり、あるいは運営上の支障がないとかいうようなことを考えまして、そしてその実施計画を定めるといふこととでございます。

○井岡委員 先ほど大臣に希望を申し上げておきました、いわゆる最近の交通事情から考えて、かなり広範に延びなければいけないのじゃないか。俗なことばでいえば広域的な交通政策を立てなければいけないのじゃないか、こういうふうに思うわけですね。そうなるまいかと、当然先行投資的な性格を持つわけですね。そういう場合、二十五年でこれを償還、こういうふうにお聞きしておりますが、それではなかなかうまくいかないのでないかと思つておられますが、この点はどうか。

○山口政府委員 この種の工事、ただいま申し上げましたようなニュータウン新線工事とかあるいは複々線化工事とか地下鉄乗り入れ工事でございますが、非常に巨額の投資を必要とするわけでございます。その意味で、問題は、一つにはこれによって鉄道事業者の収支が非常に悪化すると

いうことが考えられますことと、それから第二に、この鉄道事業者の力ではそれだけのばく大な投資をまかなつていくという資金手当ての問題と、この方式になつたわけでございます。したがって、この方式に對する投資を公団が行ないまして、それを二十五年の元利均等償還の方式で譲渡を受けるということになりますと、まず第一に、その資金手当ての問題等につきまして、私鉄の資金調達能力というものと離れてこの工事ができるという意味で、非常に大きなメリットがあるわけでございます。

それからいま一つは、これに對しまして、従来の私鉄の投資というのは開発銀行の貸し付けというものが五〇％、七分でございますが、その他は一般の市中金融というものたるわけでございます。まして、これが九分以上であると思つてございまして、そこらは平均的だと思つても八分以上の金利になるだろと思つて、今回の場合には一応六分五厘の財投それからさらに特別債であります、それに対しましても利子補給があるわけでございます。そしてさらに地方の公共団体からの助成も期待するということとございまして、かなり利子負担というものが減つてくるということであるわけでございます。二十五年元利均等償還で十分ではないかという点は確かにあると思ひますが、とにかくそういうことで鉄道の建設をやつていかなければ、住民の便益を確保することができないということと、これでがんばつてまいりたいということとでございます。

○井岡委員 先ほど市内乗り入れの場合に地下鉄の工事もある、こういうふうに言つておいでになりましたが、この点はそれとどうですか。

○山口政府委員 たとえば、現在東京の場合をとつてみますと、地下鉄工事は帝都高速度交通営団と東京都が一応担当いたしております。こういう東京都市部高速度交通管団の地下鉄に對しまして私鉄事業者の線路を直接結びつけるということになりまして、都心直通ということになり

ますと、そこで地下鉄線への乗り入れ、そのための地下部分の建設ということが行なわれるわけでございます。そういうものを先ほど地下鉄への乗り入れというふうな表現したわけでございます。

○井岡委員 乗り入れの部分だけで協議をした、こういうことですね。

○山口政府委員 この鉄道建設公団が行ないまして、先ほど申しました公営が直接行なつております、あるいは営団が直接行なつております、それを稱してはいたしまして、私鉄が行なうべきものについての工事をさしてあるわけでございます。若干補足させていただきますと、公営自体のものについてこの鉄道建設公団のこのやり方が適用できないかどうかという問題がござい

ますが、この点はできるわけでございますけれども、いま一応東京都の例で考えてみますと、営団なり東京都がつくつておる地下鉄に結びつける私鉄の工事というものをとりあえず考えておりました、その場合につきましては、このやり方で公団がつくり、そしてこれに對する國の助成を行なう、こういう趣旨でございます。

○井岡委員 いまは首都、中部、それから大阪と、こういうこととでございますから、これらの城内の工事についてはほとんど営団なりそれから都営なり市営でやっておりますから問題がないと思ひますけれども、将来私は必ず出てくる、こう思ふのです、この三都市であつたとしても、県であつたとしても、たとえば、川崎と東京とを結ぶ場合、川崎がこれをやるということはなかなか不可能だろと思ひます。そういう場合に、営団がこれに對してやってくれるのかどうか、こういうような問題が出てくると思つておられます。この点はどうか。

○山口政府委員 具体的に川崎に延びた線につきまして営団がやるかどうかという具体的な問題になってきますと、具体的な線をとらえた上でその事業者を決定しなければならぬわけでございます。ちょっとただいま申し上げたように、ただ交通管



さらに工事実施計画を定めるといふかっこうになつております。現在の段階ではきまつておりませんが、きまりました段階におきまして提出させていただきます。○小峯委員長 この際、暫時休憩いたします。午後一時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

運輸委員会議録第四号中正誤

ハシ 段行

誤

正

七二四 六百六十九億円  
八二三 第一期 六十九億円  
第二期

昭和四十七年四月十三日印刷

昭和四十七年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A